

# 令和5年度（2023年度）西宮市教育委員会高校奨学生募集要項

西宮市教育委員会

西宮市教育委員会では令和5年度に高等学校等に在学し、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金の給付を行います。給付を希望される方は、下記により申し込んでください。

なお、申込者多数の場合は、奨学金の必要度の高い方から順に選考するため、ご希望に沿いかねる場合がありますので、ご了承ください。

記

**※申請は毎年度必要です**

## 1 申込資格

経済的理由により修学困難な高等学校、高等専門学校（1～3年）、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、又は朝鮮高級学校生で、保護者（勤労学生等にあつては本人）が**西宮市内在住の方**。

※定時制・通信制の場合は4年生まで。

留年又は休学中は給付しません。

## 2 選考基準及び支給額

在籍校	所得区分	給付額（月額）
国公立	① 生活保護世帯	対象外（注1）
	② 市民税所得割非課税世帯	対象外
	③ 基準所得以下の世帯（上の①、②を除く）	5,500円
私立	① 生活保護世帯	対象外
	② 市民税所得割非課税世帯 第1子 第2子以降（注3）	700円（注2） 対象外
	③ 基準所得以下の世帯（上の①、②を除く）	11,000円

遺児に該当する方は、別途追加支給がありますので学事課へお申し出ください。（市民税所得割非課税世帯または基準所得以下の世帯）

（注1）生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯は兵庫県の「高校生等奨学給付金」制度等の対象となります。

（注2）私立第1子の方には「高校生等奨学給付金」との調整額を給付します。

（注3）令和5年度市民税所得割が非課税の世帯で、保護者の扶養控除の対象になる23歳未満の兄弟（令和5年7月1日現在）がいる場合、第2子以降となります。

※年度途中の世帯状況の変更等により、②に該当の方でも給付対象になる場合、もしくは給付額が増額になる場合があります。

※特別支援学校高等部、又は朝鮮高級学校在籍の場合、②に該当の方でも③と同様の額を給付します。

## 3 申込手続

(1) 申込期間 令和5年6月23日（金）～令和5年7月31日（月）【必着】  
※この期間より後に申請された方は、採用の場合、申請月分からの給付となります。  
なお、令和5年度の全ての申請受付は令和6年3月4日（月）で終了します。

(2) 提出書類 ○奨学生願書  
○所得に関する証明書（必要な場合のみ）

(3) 提出先 西宮市教育委員会 学事課  
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号（電話：0798-35-3817）

※所得に関する証明書について

教育委員会が市民税課税台帳等を閲覧しますので証明書は必要ありません。ただし、令和5年1月2日以降に西宮市に転入された方は、西宮市では所得の確認ができませんので、前住所地の市役所等で「令和5年度（2023年度）市民税・県民税課税証明書」の発行を受けて添付してください（コピー可）。

両親ともに所得がある場合は両方の証明書が必要です。源泉徴収票や特別徴収税額の決定通知書のコピー等では受付できませんのでご注意ください。

※令和4年中の所得の申告をしていない場合は審査ができませんので申告を済ませてください。

※現在失業中の方は、「雇用保険受給資格者証」（コピー可）の証明書類を添付してください。

※児童養護施設に入所している生徒は、在籍証明書（原本）を添付してください。

※生徒が遺児（両親と死別など）に該当する場合は、願書裏面の特記事項欄に理由を記入し、内容が確認できる戸籍謄本等を添付してください（コピー可）。

4 結果通知日・給付日

結果通知日・給付日につきましては、西宮市ホームページ（ページ番号：75692669）にてご確認ください。

※奨学生願書等の受付順に結果を通知します。（ホームページ上で結果を見ることはできません）

※誓約書等の受付順に給付します。

【令和5年度（2023年度）高校奨学生選考基準（基準所得等）について】

保護者（両親ともに所得がある場合は合算）の令和4年中の総所得金額が、下表の基準所得以下であること。

家族数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
基準所得	184万円	250万円	298万円	346万円	390万円	442万円

※6人を超える場合は、1人増すごとに71万円を加算する。

(注) 1 総所得金額とは、給与所得（源泉徴収票の「給与所得控除後」の金額）、事業所得（年間収入金額から必要経費を引いた金額）、不動産所得、雑所得等の合計額です。

2 家族数とは、両親と、両親の扶養控除の対象になっている人と、両親が養育する16歳未満の子を加えた数です。家族数が6人を超える場合の基準所得は、1人増すごとに71万円を6人の基準所得に加算した額とします。

3 次の特別事情に該当する場合は、相当額を総所得金額から控除することができます。

特別事情	所得額から控除する金額
家族に障害者がいる場合	障害者1人につき 41万円
家族に修学者がいる場合	① 本人を含む国公立高等学校（専修学校高等課程、中等教育学校後期課程、高等専門学校1～3年、特別支援学校高等部を含む）の生徒1人につき 12万円
	② 本人を含む私立高等学校（専修学校高等課程、中等教育学校後期課程、高等専門学校1～3年、特別支援学校高等部、朝鮮高級学校を含む）の生徒1人につき 53万円
	③ 国公立大学（短期大学、大学院、高等専門学校4～5年、専修学校専門課程を含む）の学生1人につき 54万円
	④ 私立大学（短期大学、大学院、高等専門学校4～5年、専修学校専門課程を含む）の学生1人につき 94万円
保護者等学資負担者が失業中等の場合	教育委員会が認めた金額

4 申込者多数の場合、教育委員会が奨学金の必要度が高いと認める者から順に選考します。